

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和6年6月18日付けの生活保護変更通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）、同年7月22日付けの生活保護変更通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）及び同年8月20日付けの生活保護変更通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

すべての保護費入金額について納得がいかない。ケースワーカー作成の別表を納得ができないので、扶助額が入金額だと思う。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月11日	諮問

令和7年	8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年	9月22日	審議（第104回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、この場

合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

イ 勤労に伴う収入

次官通知第8・3・(1)・ア・(ア)は、勤労に伴う収入について、官公署、会社等に常用で勤務している者については、基本給、超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費として、同・(4)に定める基礎控除と、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとしている。

そして、同・(4)は、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定することとしている（本件で該当する部分は以下のとおり）。

単位：円

収入金額別区分	1人目
23,000 ～ 26,999	16,000
59,000 ～ 62,999	19,600
63,000 ～ 66,999	20,000

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・2・(7)・オは、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこととし、また、この取扱いの適用を受けた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであることとしている。

(5) 代理納付

法37条の2は、保護の方法の特例として、法33条4項の規定により世帯主又はこれに準ずるものに対して交付する住宅扶助のための保護金品について、被保護者に代わり、政令で定める者（生活保護法施行令3条により、当該被保護者に対し当該費用に係る債権を有する

者)に支払うことができる旨を定めて、賃貸人に対する代理納付を可能としている。

- (6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

- (1) 本件各処分は、いずれも請求人の稼働収入を認定した処分であるが、収入の認定は月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、適切に認定することとされているところ(1・(4)・ア)、処分庁は、請求人の直近3か月の給与の支給額平均により、稼働収入額を推定認定する本件処分1を行ったことが認められる。

また、新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当である場合は、当該収入をその翌月の収入として計上し、その後翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うとされているところ(1・(4)・イ)、処分庁は、本件会社から請求人に支払われる初任給が月の半ばであったことから、その翌月の収入として認定し、その後、同様の取扱いをしていたことから、本件処分2においては7月分の収入を翌8月の収入充当額とし、本件処分3においても8月分の収入を翌9月の収入充当額としていることが認められる。

そして、勤労に伴う収入はその必要経費として基礎控除、通勤費等を控除するとされているところ(1・(4)・イ)、本件処分1は基礎控除額を控除して収入充当額を算定し(なお、交通費はその後の保護変更により控除している。)、本件処分2及び本件処分3は、基礎控除額及び交通費を控除して収入充当額を算定しており、違算も認められない。

以上によれば、本件各処分における請求人の稼働収入の認定は、上記1の法令等の定めにもとって適正になされたものといえることができる。

- (2) また、念のため、本件各処分において算定の基礎となっている請求人の最低生活費について確認すると、令和6年7月、8月及び9月の請求人の最低生活費は、請求人の年齢及び世帯員数によって定められる基準額76,240円(41歳～59歳、1人世帯)に特例加算1,000円及び住宅扶助費52,000円を加えた額12

9, 240円となり、同額は、本件各処分最低生活費に一致する。

(3) さらに、本件各処分に係る各通知書においては、住宅扶助を代理納付先に支払うとして、保護費から住宅扶助費52,000円を控除した差引支給額が記載されているが、当該処理は、法37条の2に基づき、住宅扶助費を請求人の居宅の賃貸人に直接支払うものであり、適正な処理である。

(4) したがって、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件各処分に係る保護費入金額に納得できない旨主張している。

しかし、本件各処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりであり、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己